



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年1月23日火曜日 第477号

◇ 目 次 ◇ 告 示

自衛官候補生の採用試験.....（総務管理課）.....36
 落札者等の告示.....（人事課）.....36
 愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....（税務課）.....36
 知事指定薬物の指定.....（薬務衛生課）.....37
 河川整備基本方針の策定.....（河川課）.....37
 道路の区域変更（県道大洲野村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）.....37
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）.....37

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第49号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和6年1月23日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、作文及び適性検査（W E B 試験） 令和6年2月26日（月）0時から令和6年2月28日（水）24時の間で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域
口述試験及び身体検査 令和6年3月2日（土）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第50号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年1月23日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県給与システム運用保守業務委託 一式	愛媛県総務部総務管理局人事課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年11月1日	株式会社アイシーエス 代表取締役社長 法貴 敬 岩手県盛岡市松尾町17番10号	33,000,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による

○愛媛県告示第51号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、令和5年12月22日次のとおり愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和6年1月23日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
20	愛媛県猟友会 北条支部 支部長 石橋 仁志	1 住所 松山市宮内甲81-2	1 住所 松山市宮内甲80-2
		2 売りさばき所 松山市宮内甲81-2	2 売りさばき所 松山市宮内甲80-2

○愛媛県告示第52号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和6年1月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 薬物の名称

- (1) 2 - (エチルアミノ) - 2 - (3 - ヒドロキシフェニル) シクロヘキサン - 1 - オン及びその塩類
- (2) N - エチル - 4 - ヒドロキシ - N - プロピルトリブタミン及びその塩類
- (3) エチル = 3 , 3 - ジメチル - 2 - (1 - ペンチル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド) ブタノアート及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和6年1月24日

○愛媛県告示第53号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、国領川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

令和6年1月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年1月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字フク尻甲342番地10から 同町大竹字平塚甲333番地10まで	旧	メートル 7.5 ~ 9.5	キロメートル 0.250	
			新	7.5 ~ 17.0	0.250	

○愛媛県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年1月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字フク尻甲342番地10から 同町大竹字平塚甲333番地10まで	令和6年1月24日